



### 新規条例1件を含め10議案を可決

令和元年第4回定例会（12月議会）が、12月3日から13日までの11日間の会期で開催されました。本定例会には、新規条例1件をはじめ、条例の一部改正4件、4会計の補正予算、専決処分承認など合わせて、全11議案等が提出され、全議案原案のとおり可決されました。

なお、今定例会における一般質問は8名、傍聴者は延べ18名でした。

### 議案 審議

**議案第1号 全員賛成**  
**専決処分を報告し承認を**  
**求めることについて**  
 令和元年台風15号及び19号並びに同年10月25日に発生した大雨による災害復旧に係る予算執行について、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため、令和元年度栄町一般会計補正予算（第6号）を定めることについて専決処分したので、議会に報告し承認を求めるものです。

**議案第2号 全員賛成**  
**栄町行政組織条例の一部**  
**を改正する条例**  
 栄町地域防災計画の見直しを踏まえた防災や、災害時における総合的な対応及び防災体制の強化を図るため防災関連業務を消防本部消防防災課から総務課に移管するものです。また、人権擁護並びに行政相談及び交通事故相談の相談業務を効果的に推進するため、当該業務を総務課から環境協働課に移管するものです。

**議案第3号 全員賛成**  
**一般職の職員の給与に**  
**関する条例の一部を改正する**  
**条例**  
 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する

令和元年人事院勧告に準じた千葉県職員の給与と改定に係る令和元年千葉県人事委員会勧告を踏まえ、当町の一般職の職員の給与について県に準じて改正するものです。

**議案第4号 賛成多数**  
**特別職の職員の給与及び**  
**旅費に関する条例の一部を**  
**改正する条例**  
 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例による給与改定を踏まえ、特別職の期末手当の年間支給月数について、一般職との均衡を図るため所要の改正を行うものです。

**議案第5号 賛成多数**  
**栄町国民健康保険条例**  
**の一部を改正する条例**  
 令和元年度税制改正に伴う地方税法施行令の改正を踏まえ、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を同令に定める法定課税限度額まで引き上げるよう、所要の改正を行うものです。

**議案第6号 賛成多数**  
**栄町下水道事業の設置等**  
**に関する条例**  
 下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計に移行するため、新たに条例を制定するものです。

**議案第7号 全員賛成**  
**令和元年度栄町一般会計**  
**補正予算（第7号）**  
 令和元年度栄町一般会計補正予算（第7号）

歳入歳出それぞれ1億9,485万6千円を増額し、総額75億3,514万円とするものです。

**議案第8号 全員賛成**  
**令和元年度栄町国民健康**  
**保険特別会計補正予算**  
**（第2号）**  
 歳入歳出それぞれ1億1,514万4千円を増額し、総額27億4,982万4千円とするものです。

増額の理由は、歳入では、保険給付費等交付金によるものです。歳出では、一般被保険者療養給付費などによるものです。

**議案第9号 全員賛成**  
**令和元年度栄町介護保険**  
**特別会計補正予算**  
**（第3号）**  
 歳入歳出それぞれ5億6,333万3千円を増額し、総額16億4,808万2千円とするものです。

増額の主なものは、歳入では、保険者機能強化推進交付金などによるものです。歳出では、高額介護サ

ービス費、財政調整基金積立金などによるものです。

**議案第10号 全員賛成**  
**令和元年度栄町公共下水**  
**道事業特別会計補正予算**  
**（第4号）**  
 歳入歳出それぞれ1億7,335万5千円を増額し、総額5億9,427万1千円とするものです。

増額の主なものは、歳入では、過年度工事負担金などによるものです。歳出では、消費税等納付金、過年度工事負担金精算金などによるものです。

**専決処分の報告について**  
 物損事故について、和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、議会に報告するものです。

**町政のことが知りたい**  
**一般質問**

**大型台風への町の対応について**  
 問 今年来た大型台風や大雨への町の対応について、避難場所の指定の考え方や要援護者の避難支援等に関する反省点を踏まえ、栄町地域防災計画に基づく今後の災害対策をどのように進めるかについてお尋ねする。

岡本 雅道

**答** 今回の台風15号、台風19号、10月25日の大雨の際に避難所を開設したが、重度の障がい者などがそれぞれどこに避難すればよいのかが決まっていなかった。

災害対策本部については、全責任は町長がおつているわけであるが、今の考えかたは、具体的・一般的かつ一般的なものとしては正しいと思つている。ただ、個別に要援護者のかたを誰が、どこに避難する支援をしていくのか、それが今、一番重要なことである。要援護者の登録もそうだし、要援護者のかたに対する支援者のかたを増やしていくというのが、今、町の一の課題かと思つている。重度な医療的ケアの必要なかた、要介護度が4とか5とかのあまり動けないかた、精神的に避難所で生活するのが大変なかたに対して、1人ずつ、誰がどこにお連れするのか、それを決めていかないと、まずは、その今までやってなかったこと、あまり進んでいなかったこと、それについて、今、非常に反省しているところである。

そこで町では、重度の障がい者などは、避難先も含め、個別の避難計画を順次策定して行きたいと考えている。

**台風の被害状況、利根川・印旛沼の出水状況及び町の対応について**

大野 徹夫

**問** 台風15号、19号及び21号の大雨により、栄町をはじめ県内各市町村で大規模な被害が発生した。そこで、栄町における台風の被害状況と災害対応について伺う。

**答** 栄町における台風の被害状況については、台風15号では、大変な強風の中、人的被害が4名、家屋の一部損壊204件などが発生した。また、農業被害や公共施設被害とともに、道路の倒木被害などがあつた。さらに、3,500世帯に停電が発生し、それに伴い断水も続いた。台風19号では、家屋の一部損壊のほか、消防舎のシャッターが風で飛ばされるといふ被害が発生した。台風21号の大雨では、家屋の床下浸水のほか、農業被害、がけ崩れ、道路の路肩崩れなどが発生した。さらに、酒直地区の30世帯で停電が発生した。台風15号では、災害対策本部を設置、避難準備情報を町内全域に発令し、避難所としてふれあいプラザさかえなどに3か所を開設した。さらに、大規模な停電及び断水が発生し、東京電力に早

期の復旧を要請した。断水道企業団や消防署により津集会所など3か所に給水所を設置するとともに、ふれあいプラザさかえなどで給水ができるようにした。また、飲料水袋を利用して、必要な家庭に配布した。さらに、停電による夜間待機所をふれあいプラザさかえと栄中学校に開設し、シャワーも利用できるようにした。コスプレの館においてもシャワーを利用できるようにした。次に、台風19号の対応について、災害対策本部を設置し、町内全域に避難勧告を発令し、12か所の避難所を開設した。これに加えて、利根川の水位が須賀水位観測所で氾濫注意水位を超えたことから、水防団による堤防の巡視を2日間にわたり実施した。台風21号の対応については、雨の接近が予想以上に早かつたため、災害対策本部設置前会議を開催し、ふれあいを避難所として開設、災害対策本部を設置した。さらに、印旛沼の水位の上昇に伴い、安食小学校、旧酒直小学校を避難所として追加開設した。一方、大雨に伴い、大台地区、興津地区、麻生地区に避難勧告を発令した。これに加え、印旛沼の水位の上昇に伴い、水防団員に

よる巡視と、水防団車両を使用して避難を促す広報を実施した。

**栄町の防災について**

早川 久美子

**問** 今年は災害が続く年となった。住民の生命と財産を守るための対策、地域防災計画で、台風15号、19号と10月25日の大雨では防災計画に沿った対応が取れたか、又、具体的な取り組みべき課題はあるかを伺う。

**答** 町では今回の台風、大雨に対しては、地域防災計画に基づき、災害応急対策に万全を期したところである。台風15号では、災害対策本部を設置し、気象情報にに応じた避難に関する情報を早めに発令したことにより、避難に伴う事故や被害はなかった。また、停電が発生し、断水となつた地域があつたことから、水や食料の提供及びシャワーを利用できる、ふれあいプラザさかえを夜間待機所として開放し、加えてコスプレの館のシャワーも利用できるようにした。次に、台風19号及び利根川の増水については、災害対策本部を設置したことから、住民の安全を確保し、町内全12か所の避難所を開設し、住民の安全を

心を確保した。また、利根川の増水に伴い、地元水防団の協力をいただいた。次に、10月25日の大雨及び印旛沼の増水については、災害対策本部を設置し、町職員や自衛隊により被災状況を把握するとともに、がけ崩れ等が発生した箇所などに対する応急処置を指示した。また、雨が集中的に降るといふことから、土砂災害警戒区域の地域に避難勧告を発令するとともに、避難所を開設し、避難を呼びかけた。さらに、印旛沼の水位が上昇していることから、地元水防団による堤防の巡視を行うとともに、避難を促す広報を実施した。

具体的に取り組むべき課題については、急傾斜地崩壊危険箇所及び土砂災害警戒区域指定箇所指定されていない箇所での崩壊があつたこと。今後も大雨や台風が巨大化することが予想されることから、これらの箇所についても避難を呼びかける箇所として位置付ける必要があると考えている。避難所でのペットの取扱いについては、ペットも家族の一員であるという意識が高まる中、ペットと一緒に避難できる避難所の特定、さらに避難所におけるペットの居場所を具体的に設定していくことが必要と考へている。長期にわたる停電へ

の対応については、特に避難所における停電対応、防災行政無線のバッテリー切れへの対応などは、早急に検討していかねければならないことと考えている。

栄町の未来図について

野田 泰博

問 今の住民が暮らしやすくなるには何が必要なのか。特に立地適正化計画制度についてお知らせください。

答 現在、将来に向けての第2次総合戦略を策定しているところである。その基本となる人口ビジョンは、17,000人程度にすることを目標に検討している。また、歪んだ人口構造を改善し、持続可能なまちづくりが出来るようにして行くことを、テーマとして、実現するための戦略案も考えているところである。

立地適正化計画は、人口減少においても、医療、福祉、商業等の必要な生活サービスが確保され、住民が安心して暮らせる都市を作るための計画で、町中のほうに誘導していったら、公共交通の沿線に都市機能や居住区域を誘導し、ネットワイクでつなぎ、コンパクトシティを作ることとを目的としている。また、居住区域を誘導して、コンパクトシ

ティ化していくことを、町民の方々に理解していただくこともなかなか難しい。今回、立地適正化計画を作成するに当たっては、企業の誘致を優先するような形となる。居住誘導区域は今のところ設定する計画にはなっていない。基本的には企業誘致をして、雇用の創出を考へ、若者世代がいかに居住するかを計画したいと考えている。

サタデーわくドラについて

高萩 初枝

問 目的及び生きる力とは。授業について行けない子に個別対応出来ないか。参加者を増やすために、各小学校区で実施出来ないか。教育委員会は、栄町の子ども達が最終的にどのようにならなければならないか。目的について、町内の児童生徒の国語・算数・数学・英語の学習の基礎・基本の定着、読解力・思考力の育成、学習意欲の向上、学習習慣の定着を図ることである。学習スタイルは、その目的を達成できるように、学習問題に沿って子どもたちが問題を解き、ポラント

わかないところを教える。子どもがどのようになれるか。近年、知識・情報・技術などをめぐる変化が加速度的となり、情報化やグローバル化、人工知能の進展といった社会的変化が、人間の予測を超えて進展するようになってきている。そのため、これからの変化の激しい予測困難な社会を生きていくために、「児童・生徒には、「生きる力」の育成が急務となっている。個別対応については、現在、ドリルの準備についてはポラントの方々の要望も取り入れてコーディネーターが用意をして学習を進めている。完全な個別対応のプログラムの実施とはなっていないが、限られた条件の中で、子どもたちにわかりやすく指導支援ができるよう、できることを考へながら進めている。授業について行けない子どもたちについて、サタデーわくドラを積極的に活用していただくたいと考えている。学校へも、子どもたちにお願している。会場については、現状のポラントシアの人数等の限られた運営条件を鑑み、サタデーわくドラについては、現在、ふれあいプラザさかえでの開催を継続していくのが最善の方法であると考えてい

幼児教育・保育の無償化にあたって

戸田 栄子

問 消費税が10%に引き上げられ、同時に今年10月から幼児教育の無償化がスタートした。年収360万円以下の世帯を副食材料費の免除対象者としたが、360万円を超える世帯は新たな負担とならないのか。栄町の無償化の状況について。

答 この度の無償化に伴う食材料費について、いわゆる2号認定者の副食費は、これまで免除対象だった生活保護世帯などに加え、新たに360万円未満の世帯及び全所得階層の第3子以降が免除となり、対象範囲が拡充された。一方、主食費は、食べるものは自己負担という国の考え方から実費負担となった。そのようなことから、利用者の負担としては、実費徴収となつた主食費を含めれば、所得として200万円未満の世帯で増える方がいる。その人数は、安食保育園で13人、月額900円の増、みなみ栄保育園で8人、月額700円の増となつている。なお、認定子ども園などが幼稚園については、主食費及び副食費が実費負担となつていたため、負担が増える世帯は無い。3園については、質及び量とも変わりなく提供していると聞いている。

外国人も住みやすいまちづくりの推進について

松島 一夫

問 本戦略の基本的な考え方と、為すべき方策はどのようなものか。またこれが実現することによって将来の我が「まちづくり」に如何なる恩恵がもたらされるのか。

答 基本的な考え方は、本年10月現在で町に登録されている外国人は260人で、中国人が76人で一番多く、次いでフィリピン人が45人、タイ人が23人となっている。今後の傾向としては、成田空港の機能強化や、国の外国人の就労に関する規制緩和などにより、町内への転入外国人も増加していくものと考えている。そのことから、今居る外国人や新たに転入してくる外国人に、既

存町民とのトラブルが多くならないようにしていくことが必要となつていくと考へている。そのため、総合戦略の一つとして、「外国人も住みやすい町づくりの推進」を位置付け、実施していくこととしている。次に、期待される効果については、外国人に、ゴミの出し方などの生活のルールや災害や病気の時の対応などを知らせてもらうことで、町民とのトラブル回避や安心につながり、既存の町民も、外国人も暮らしやすい町となることが期待される。

**栄町における今後の重点施策について**

**橋本 浩**  
**問** 義務教育施設等の老朽化対策はどのように計画しているのか、また各学校のグラウンド改修をどのように考えているのか伺う。  
**答** 栄町第5次総合計画の前期基本計画においては、計画的に学校施設の充実を行うこととし、老朽化対策として3件の改修工事を計画的に実施することとしている。初めに、本年度に安食台小学校のグラウンド改修工事を行うこととし、予算計上をしたところである。次に、令和2年度から令和3年度にかけて、老朽化が著しい布鎌小学校の校舎の大規模改修工事を、その後、竜角寺台小学校の校舎の大規模改修工事を計画している。そのような中、本年度実施予定であった安食台小学校のグラウンド改修工事については、現在のところ補助金が不採択となつている。県から難しいかも知れないが可能性がまだ残つていると言われていることから、採択に向けて再チャレンジをしているところである。

**その他の一般質問**

**岡本 雅道**  
 ○生ごみ減量化に関する今後の方策について  
**大野 徹夫**  
 ○消防広域化について  
 ○栄町の農業について  
**早川 久美子**  
 ○「ヘルプマーク」の普及促進について  
**戸田 栄子**  
 ○台風15号・19号の栄町における被災状況と現在の状況について  
**松島 一夫**  
 ○災害に対する学校危機管理マニュアルについて  
**橋本 浩**  
 ○栄町における今後の財政健全化の確保について

**令和元年第1回臨時会**

令和元年第1回臨時会が10月15日に招集され、5議案が原案のとおり可決されました。

**議案第1号 全員賛成**  
**専決処分を報告し承認を**  
**求めることについて**

令和元年9月の台風15号による災害救助及び災害復旧工事等に係る予算執行について、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため、令和元年度栄町一般会計補正予算(第4号)を定めることについて専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものです。

**議案第2号 全員賛成**  
**成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例**

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方公務員の欠格条項の規定から成年被後見人等であることが削除されたことなどから、関係条例に規定する成年被後見人等に係る規定を削除するなどの規定の整備を行うものです。

**議案第3号 全員賛成**  
**財産の取得について**

高規格救急自動車の老朽化及び救急出動件数の増加に対応し、併せて救命率の向上に資するよう、これを新規整備するため、議会の議決を求めるものです。

**議案第4号 全員賛成**  
**令和元年度栄町一般会計補正予算(第5号)**

歳入歳出それぞれ8,935万3千円を増額し、総額73億2,823万7千円とするものです。

増額の主なものは、歳入では、県支出金、繰入金などによるものです。歳出では、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金、災害復旧事業などによるものです。

**議案第5号 全員賛成**  
**令和元年度栄町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)**

歳入歳出それぞれ85万円を増額し、総額5億9,253万6千円とするものです。

増額の理由は、歳入では、繰入金、町債によるものです。歳出では、災害復旧事業によるものです。

**編集後記**

昨年(令和元年度)の台風等による被害にあわれた皆様へ、お見舞い申し上げます。我々議員もあつという間の4年間でした。4月には議会議員選挙が行われ、住民の皆様から議員一同、住民の皆様へ寄り添いながら安心・安全なまちづくりを目指していきたいと思っております。

議会だより編集委員一同

**発行者**

栄町議会だより編集委員会  
 野田泰博(委員長)、戸田栄子(副委員長)  
 松島一夫、高萩初枝、大野徹夫、橋本浩

**連絡先**

栄町議会事務局  
 栄町安食台一丁目2番  
 ☎ 33-7715 FAX 95-4274  
 ✉ gikai@town.sakae.chiba.jp

3月定例会は、3月3日(火)～13日(金)までを予定しています。  
 ※請願書及び陳情書については、議会運営委員会の審査を受けることを原則としているため、2月21日(金)必着で提出くださるようお願いいたします。